

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要領

令和6年3月26日決裁

(趣旨)

第1条 スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金の交付に関しては、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 要綱第5条で定める事業実施主体が行う事業は、事業年度の4月1日以降かつ県に地域まちづくり計画を提出した日以降で、市町村の交付決定がされている又は交付決定予定でなければならない。ただし、県の交付決定までに市町村において交付決定をすること。

- 2 事業実施主体が事業に着手する時期は、市町村の交付決定の通知があった日以降でなければならない。
- 3 要綱第5条で定める補助対象事業は、市町村が事業実施主体に対して補助金交付の額の確定に係る通知をしたことにより事業完了とし、県への実績報告の提出日までに完了しなければならない。
- 4 市町村は、補助事業完了後2週間以内に、事業実施主体に補助金を支払ったことを県へ報告しなければならない。

(補助対象経費)

第3条 要綱別表の4補助対象経費に規定する経費の詳細は、次のとおりとする。

- 一 改修費
空き店舗等の内外改装及び設備工事に係る経費及びこれらと一体不可分である設計に係る経費
- 二 設備・備品購入費
改修工事に伴い導入する設備・備品の購入に係る経費
- 2 補助対象となる経費は、次に各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。
 - 一 店舗併用住宅の場合、店舗部分と住宅部分が明確に分離できているもの。なお、補助対象は店舗として使用するために改修する部分に限る。
 - 二 都市計画法、建築基準法等関係法令に適合しているもの

(補助対象外経費等)

第4条 補助対象外経費の具体例は、次のとおりとする。

- 一 賃借料
改修する空き店舗等の賃借に係る経費
- 二 広報費用
広報宣伝に係る印刷費、広告費など
- 三 割賦支払による経費
支払利息など
- 四 間接的な経費
損害保険料、組織運営費、振込手数料、日常的に使用する消耗品購入費など
- 五 公租公課

(交付申請の添付資料)

第5条 要綱第7条第2項第2号に規定する交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 一 市町村の補助金交付要綱
 - 二 事業実施場所の位置図
 - 三 補助対象経費に係る見積書の写し
 - 四 対象物件の賃貸借契約書または売買契約書の写し
 - 五 空き店舗所有者の改修同意が確認できる資料
 - 六 施工前の外観・内観が分かる写真等
 - 七 施工内容がわかる計画書・図面等
- 2 前項の各号が要綱第7条第2項第1号に規定する事業実施主体が市町村に提出した申請書類に含まれる場合は、提出を省略することができる。

(交付決定の効力)

第6条 要綱第8条に規定する交付決定の効力は、事業年度の4月1日以降かつ市町村が地域まちづくり計画を県に提出した日以降で、市町村が事業実施主体に対して補助金の交付決定に係る通知をした日から生じるものとする。

(状況報告)

第7条 要綱第15条に基づく状況報告に当たり、県は必要と認めた場合には、補助事業者に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

(実績報告の添付資料)

第8条 要綱第16条第1項で規定する実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 一 様式アによる検査調書
 - 二 事業実施主体の支出が確認できる書類の写し(請求書、領収書、通帳の写し)
 - 三 空き店舗等の改修前後の写真
 - 四 補助事業者が事業実施主体に通知した補助金交付の額の確定に係る通知書の写し
- 2 補助事業者は、補助事業で改修する建物の用途が住居である場合は、実績報告書に次の資料を添付しなければならない
- 一 建築確認が必要な工事を行った場合、検査済証の写し
 - 二 防火対象物使用開始届の写し

(実施効果の報告)

第9条 要綱第21条に基づく事業実施効果の報告にあたり、補助事業者は、補助事業の完了後6か月後から12か月後までの期間に事業の実施効果を測定し、様式イにより知事に報告しなければならない

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 要綱第27条で規定する一定の要件は以下のとおりとし、いずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。また、既に補助事業者が補助金が交付されている場合は返還を求める場合がある。

- 一 交付決定等の内容と異なる事実が認められたとき。
- 二 改修費等が一般価格、市場相場等と比べて著しく高額と認められたとき。

三 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

四 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

五 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。

六 補助事業者が事業実施主体に補助金を支払ったことが確認できないとき又は、県に報告した確定額から減額して支払ったとき。

七 その他、補助事業として不適切と判断したとき。

(事業の指導及び助言)

第 1 1 条 補助事業者の自主性を尊重し、事業の適正かつ円滑な実施を推進するため、県は必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式ア（第8条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金検査調書

検査日 令和 年 月 日

補助事業者名 _____

役職名 _____ 氏名 _____

実施主体名 _____

項 目	確 認	
1 補助事業者及び事業実施主体は、事業の実施において交付決定内容及び条件に従っていたか。	<input type="checkbox"/>	
2 補助事業者及び事業実施主体は、事業ごとの収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えているか。	<input type="checkbox"/>	
3 補助事業者及び事業実施主体は、収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 事業実施主体の自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 事業実施主体の借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 事業実施主体の事業の記録は整理されているか。（写真会議録など）	<input type="checkbox"/>	
7 補助事業者及び事業実施主体における取得財産等の管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 補助事業者及び事業実施主体は、申請に照らして、事業を適正に行っていたか。	<input type="checkbox"/>	
9 事業実施主体は、改修に伴う関係法令等の必要な手続きを完了しているか。	<input type="checkbox"/>	

様式イ（第9条関係）

スーパー・シティ推進空き店舗活用補助金事業実施効果報告書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受け実施した上記補助事業の実施効果について、スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金交付要綱第21条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 効果測定の概要

取組の実施時期	
要綱別表2補助対象事業要件②に定める「地域コミュニティ形成に資する」状況の説明	

2 効果測定の結果 ※定量的な指標を記載してください。

時期	事業実施前 (測定時期：)	事業実施後 (測定時期：)	事業完了後6か月から12か月後まで (測定時期：)
結果			
その他特記事項			

3 事業実施による効果

指標		目標達成度(※1)
目標		A B C D E
結果		

※1 目標の達成度に応じてA～E(※2)に○を付けてください。

※2 A：10割以上 B：8割～9割程度 C：6割～7割程度 D：3割～5割程度 E：3割未満

注) コミュニティ形成の条件を満たしていない、営業を開始していない等、交付決定の内容や前提と異なる場合は、要領第10条に基づき補助金の返還を求める場合があります。